

五校昇格

—大正期における官立大学昇格問題—

伊藤彰浩

目次

- 1 はじめに
- 2 昇格問題前史—「五校昇格」問題の史的文脈
- 3 「五校昇格」問題の展開
- 4 昇格運動の実態と特徴
- 5 昇格問題をめぐる論争とその背景
- 6 おわりに—「五校昇格」問題の意味

五校昇格

—大正期における官立大学昇格問題—

伊藤彰浩*

1. はじめに

臨時教育会議の答申、大学令の公布、官立高等教育機関「大拡張」計画の発表——1918（大正7）年のこれら一連の動きは、当時の世論に、積年の懸案であった高等教育制度の改革とその量的拡大に、一応の決着がつけられたとの印象を与えた。制度改革は「最後の学制改革」と呼ばれ、高等教育拡張計画は、入学難を緩和し、高まりつつある高級人材需要に応える「大英断」と評され、概してそれらは好評のうちに迎えられたのである¹⁾。しかしながら、そうした動きのなかに、実は、その後の数年間にわたり、高等教育界をゆるがし、世論を沸騰させ、さらには政界までも震撼させた重大な事態の端緒が潜んでいたのであった。その事態とは、「五校昇格」問題と当時称された、官立専門学校、高等師範学校の大学昇格問題である。

東京高等工業学校、大阪高等工業学校、神戸高等商業学校、東京高等師範学校、そして広島高等師範学校の5校の大学昇格をその中心的な論点としたこの問題は、大学令や「大拡張」計画が発表された直後の、1918年の末から発生した。以後数年間にわたり、上記の5校のみならず多数の官立専門学校が激しい昇格運動をおこない、世論ではそれをめぐる活発な議論がなされ、さらに政界ではこの問題が内閣崩壊の遠因となったと評される程に政治問題化したのである。紆余曲折の結果「五校昇格」の予算が成立したのは、事の発端から既に4年以上もたった1923（大正12）年3月であった。しかも、不運にも同年9月の関東大震災の余波を受け、昇格の実施は1929（昭和4）年4月まで大幅に遅らされる。

本稿は、この「五校昇格」問題を取りあげ、その経過や背景を明らかにしつつ、この問題がわが国高等教育史上にいかなる意味があったのかを考察するものである。というのも、この問題は、わが国近代の高等教育構造の特質のひとつ—すなわち大学と専門学校との二層構造—を端的に示す事柄であったし、さらには、大正後半期から始まる高等教育変動—大衆化へ向けての構造変化—をも象徴する出来事だったと思われるからである。

「五校昇格」問題が従来の研究の中で取り扱われなかったわけではない²⁾。いくつかの通史的研究によって、この問題の推移の大筋はつかむことができる。しかし、その叙述はほとんど中央レベルの政策的・政治過程の側面に限定されている。また、昇格運動に関係した各校の沿革史でも、しばしばこの問題には多くのページが費やされている。しかし、そこでは、その性格上、学生・教員・同窓生集団などの昇格をめざす運動者の行動にもっぱら焦点が置かれている。本稿がめざしているのは、そうした各種の資料を参照しつつ、「五校昇格」問題のできるかぎりの全体像を描き出

*広島大学 大学教育研究センター助手

し、そのことによって、先述のように、この時期の大学昇格問題が持った性格や意味を明らかにしていくことである³⁾。

以下では、まず第2節で大正前半期までの大学昇格問題の経緯がたどられ、続いて第3節で「五校昇格」問題自体の展開の経過が描かれる。次に第4節では各校の昇格運動に焦点が合わされ、その過程や背景が考察される。そして第5節では、この問題をめぐる議論の論点が整理され、その意味が検討される。

2. 昇格問題前史—「五校昇格」問題の史的文脈

わが国戦前期において、大学昇格問題は、帝国大学制度が創設されて以来、常に存在し続けたといつて過言でない。帝国大学とそれ以外の高等教育機関—その大部分には1903（明治36）年以降「専門学校」という制度的位置づけを与えられる—との二層構造を持ち、しかもその前者に種々の制度的特権、財政的資源、そして社会的威信が集中して配分されていたなかでは、大学をめざす上昇志向が生じてくることは当然の成りゆきであったといえる。

しかも、そうした上昇志向に刺激を与え、昇格問題発生 of 重要な文脈をつくりだしていたのが、明治20年代から絶え間なく続いた高等教育制度の改革論議であった。実のところ、この「学制改革」論議自体、上述のようなハイアラーキカルな高等教育構造に、その主要な源泉を持っていたのであり、そこでの中心的な論点は、帝国大学とその他の高等教育機関との関係をめぐる問題から派生していたのである。すなわち、一方では、中等学校に直接に接続する「大学」が構想され、専門学校レベルの機関の大学化が主張された。そして他方では、大学と専門学校との並存が求められ、大学ではあくまでも現状の帝国大学レベルの水準が維持されるべきことが主張された。そこでみられた、大学と専門学校との境界にかかわる論争の存在は、昇格問題の登場に有形無形の影響を与えたのである。

こうしたなかで、「五校昇格」問題以前にも、いくつかの高等教育機関において昇格問題が発生している。特に多くの私立校は大学化への強い意欲を持っていた。1890（明治23）年に「大学部」の設置に踏み切った慶応義塾や、ほぼ同時期に理科学校、法政学校、病院などを設立し、総合大学化をめざした同志社などはその一例に過ぎない⁴⁾。しかしながら、私立大学を認めぬ法令体系を堅持する政府当局が、大学の教育水準の低下を認めてまでも、昇格要求を受け入れることはなかったし、かといって、帝国大学に匹敵する施設、教員、教育水準を持った大学を設立・維持することは、授業料を主要な収入源とする私学にとってほとんど不可能なことであった。私立校の大学昇格は挫折の途をあゆまざるを得なかったのである。とはいえ、政府が私学の昇格要求を無視しつづけたわけでもない。主として財政的理由から官学の補完的役割を私学に求めざるをえない事情があり、かつ私学の社会的地位も次第に上昇しつつあったなかで、政府は私学の昇格問題に関し部分的な譲歩にでる。すなわち、一定年限以上の予科を持つ私立専門学校が「大学」と自称することを、1902（明治35）年より許可し、その結果、明治末年までに10校ほどの私学が、いわば名称のみの昇格を果たすことになった。

官立校の場合には、歴史と実績において帝国大学に最も近い部分から昇格問題が発生する。例えば、1883（明治6）年創設の札幌農学校は、司法省法学校、工部大学校など、帝国大学創設期にその一部分として吸収された諸学校と同等な歴史と水準をもち、専門学校としては例外的に卒業生に「学士」の称号が与えられていた。明治30年代に帝大の増設が計画されるとともに、同校の昇格要求は札幌への帝大設置運動として顕在化し、1907（明治40）年に東北帝大農科大学として昇格を実現させた⁵⁾。早くから「商業大学」への昇格を望んでいた東京高商の場合も、1897（明治30）年に本科に続く専攻部がおかれ、さらに1901（明治34）年に専攻部卒業者に「商業学士」が与えられ、同校もまた他校にはない特権的待遇を享受していた。しかしその昇格への道のりは波乱に富んだものだった。1908（明治42）年に文部省は、同校の専攻部の廃止と東京帝大への商科大学設置の構想をうちだし、この、いわば一介の高等商業学校の地位に同校を逆戻りさせる措置に、関係者は強く反発する。学生総退学の事態を招き、「申酉事件」として知られるこの際の騒動は、結局、当局が先の構想を取り下げることでおさまった。さらに、1913（大正2）年には、文部省は東京帝大への同校の吸収を提案したが、学生、同窓生らの強い反対により実現しなかった。同校の昇格は、結局のところ、大学令公布後の1920（大正9）年を待たねばならなかったのである⁶⁾。

これら2校の例が示すように、官立校にとっての昇格の障害は、単科大学を認めぬ総合大学主義の法令体系であったが、かといって全く昇格のルートが閉ざされていたわけではない。すなわち、帝国大学に匹敵する水準を持つことが一応の昇格の目安となり、帝国大学と専門学校との最もマージナルな部分から、前者の一部に吸収される形で、昇格が実現していたのである⁷⁾。けれども、それは言うまでもなく、あくまで例外的な事例に過ぎなかった。

しかし、明治から大正へと変わる頃より、こうした状況への変化が現われる。まず、各高等教育機関の昇格要求はさらに増大した。大学という名称を得た私立校は実質的な昇格の実現をさらに強力に求め、加えて私学の社会的発言力の増大傾向がその動きを強く後押しした。また、官立校でも、明治末年に新設校の設置が相次ぐなか、とりわけ創設年の古い学校の間から昇格要求がわきあがっていた。例えば、先にみたような東京高商の昇格問題の解決が求められ、さらには、高等師範学校関係者の間からもその教育程度を向上させ「師範大学」化しようとする主張が述べられるなど、多方面からの要求が登場していた⁸⁾。

さらに、そうした昇格問題の拡大と表裏の関係をなすものとして、学制改革論議における各論の勢力関係の変化が明確に現れはじめ、制度の現状維持派が改革派に譲歩せざるを得なくなっていた点も指摘しておかねばならない。その経過について詳述する余裕はないが、高等中学校令をめぐる論争とその挫折、教育調査会における審議の紛糾と行き詰まり、そして臨時教育会議での問題への一応の決着というプロセスの結果として、単科大学を認め、私立大学を認めるという新しい制度体系が生み出された⁹⁾。この結末は、学制改革論議における改革派と現状維持派の妥協の産物であった。昇格問題に関していえば、それらの改革は、帝国大学以外の高等教育機関の大学昇格のために明確な制度的チャンネルを用意するものではあったが、その昇格はあくまで既存の帝国大学の教育水準に準拠してなされねばならなかったからである。

1918（大正7）年の暮れに、政府が大学令を公布した直後に、大規模な官立高等教育機関の増設

・拡張計画が発表された。そこには新しい機関の創設に加えて、東京高商の商科大学への昇格と、長崎・岡山・金沢・千葉・新潟の5校の医学専門学校の医科大学への昇格が含まれていた。さらに、その翌年の大学令の施行以後には、いくつかの公立・私立専門学校が大学昇格を実現していく。そうしたなかで、昇格を果たした各校に匹敵する、ないしはそれを陵駕する歴史や実績を持った一あるいは少なくともそう自負する一各官立校が昇格への強い意欲を顕在化させ、また文部省当局もそれを考慮せざるを得ない状況になったことは、当然の結果であった。制度的障害が取り除かれ、まさしく昇格欲求の噴出の時代が到来しようとしていた。「五校昇格」問題はこうしたなかで発生したのである。

3. 「五校昇格」問題の展開

3.1 問題の発端（1918年12月～1920年10月）

既にふれたように、臨時教育会議答申や大学令の公布により、官立専門学校関係者の昇格への期待は高まり、加えて、1918（大正7）年末に発表された「高等教育機関拡張計画」に東京高商と5医専の大学昇格が含まれていたことが知られ、その選に漏れた幾つかの学校関係者が、活発な昇格運動を開始した。1919（大正8）年初頭に、既に運動を開始していたのは、東京高工、大阪高工、神戸高商、小樽高商、秋田鉱山など数校に及んでいる¹⁰⁾。

他方、同じく1919年の当初より、文部省内で数校の官立実業専門学校の大学昇格を内容とする高等教育拡張計画が立案されていた¹¹⁾。この計画には、前年末に発表された拡張計画に続く、「第二期」計画としての位置づけが与えられ、当初その内容には、東京高工、大阪高工、神戸高商の3校の大学昇格が含まれていた。そして、この時期に文部省当局者はこれら各校に、非公式にはあったが、昇格の実現を示唆する発言を行ない、例えば、東京高工関係者に文相は翌1920年度予算に同校の大学昇格費を計上すると述べ、神戸高商にも文相は商業大学への昇格の可能性を示唆し、その準備を勧めていた¹²⁾。

しかし、財政当局が昇格予算の計上に難色を示していることが明らかとなり、1920（大正9）年度からの昇格計画実施を予定していた文部省はそれを1年間遅らせる方針に切り替えたが¹³⁾、ほぼ同時期に主要新聞各紙が当局の大学昇格案の存在を報道し始め、事態は新たな展開をみせることになる。例えば、1919（大正8）年11月4日の東京朝日は、文部省が1921（大正10）年度より数校の実業専門学校の大学昇格を予定しており、具体的には東京高工、大阪高工、神戸高商の3校は確実に昇格させ、他に秋田鉱山、鹿児島高農、盛岡高農などの昇格説もでていて、と報じている。しかし、昇格問題の展開により大きな影響を与えたのは、同月26日の大阪毎日が、1920（大正9）年度予算への大阪高工昇格費の計上を報じたことである。これは誤報であったが、その内容には「東京（高工）之に與らず」という尾ひれが付いて東京高工に伝わり、激昂した学生たちは「昇格ならんば総退学」を決議し、事態はにわかに緊迫する。結局、文相が1921（大正10）年度よりの東京高工の昇格着手を約束し、事態は収まるが、この事件はその後の昇格問題に大きな影響を与えた¹⁴⁾。

まず、この事件の推移を主要新聞各紙が詳細に報じ、昇格問題は一躍世論の注目を集めるイッ

ューとなった。また、この事件は、既に運動を開始していた各校をさらに刺激したばかりか、それ以外の官立校の昇格欲求を顕在化させる契機となった。すなわち、東京・広島の高師範、山口高商なども運動を開始し、1919（大正8）年の年末は昇格運動の最初の高潮期となる。さらに、激化する昇格運動を鎮静するために、文部省当局は、1921（大正10）年度より数校の官立校の大学昇格に着手することを声明し、先述の東京高工のほか、2、3の学校関係者にもそれを示唆したが、そのことが後にみる大きな粉擾の原因となるのである¹⁵⁾。

3.2 政治問題化（1920年11月～1921年3月）

1920（大正9）年にはいり、文部省は数校の大学昇格費を1921（大正10）年度予算に計上すべく準備を進めていた。また、将来の昇格の可能性が示されたことにより、ひとまず終息していた各校の運動も、次年度予算の編成が大詰めになる同年秋頃より、再び活発となる。

しかし、ここにおいても事態を一挙に紛糾させるきっかけとなったのは、再び新聞報道であった。1920年11月28日の東京朝日は、東京高師、広島高師、東京高工、大阪高工、神戸高商の大学昇格と、盛岡高農、鹿児島高農、小樽高商、長崎高商、秋田鉦山、上田蚕糸、熊本高工の7校への専攻科（卒業生には学士を授与）の設置を決定したと報じた。確かに、この時期に上記のような内容の昇格案を文部省当局が準備しつつあったのは事実であったが、それがスクープされ、かつ確定案のごとく報道されたことは、各方面に大きな波紋を投げかけることになる。

第1に、この報道は再び各校の昇格運動を激化させた。上記の昇格あるいは専攻科設置の予定校に含まれなかった各校が運動を始め、また専攻科に満足せず、あくまで大学昇格を求める学校も運動に乗りだした。いずれにせよ、専攻科設置という新たな問題が加わったことにより、運動の範囲は一挙に広がり、専門学校レベルの官立校の大半が、この時期に何らかの形で運動にかかわったとって過言でない。上記の報道以降、翌1921（大正10）年初頭の帝国議会の会期中にかけて、各校関係者による政府や議会への陳情活動は、まさにクライマックスに達した¹⁶⁾。なお、ついでにいえば、この報道で昇格予定校として名前が出た5つの官立校が、この時期以降「五校」として問題の焦点となり、その他の学校は、大学昇格に関しては次第に背後に退くことになる。

第2に、先の新聞報道は、文相の諮問機関であった臨時教育委員会の委員たち、特に会長の久保田譲、副会長の一木喜徳郎らの態度を硬化させ、それが昇格案の成立の最大の障害となった。というのも、この臨時教育委員会は、政府の高等教育拡張計画を審議する目的で設置されたものであり¹⁷⁾、したがって、第二期の拡張計画として位置づけられていた大学昇格案も、当然ながら同委員会に諮問され、承認を受ける必要があったからである。ところが、委員会に付議される以前に案の内容が世論の知るところとなったことに、久保田や一木らは怒り、彼らは委員からの辞職を申し出るまでに至った¹⁸⁾。もっとも、彼らは以前から昇格案に好意的でなく、また、同委員会のメンバーには、山川健次郎（前東大総長）や江木千之（元文部官僚）といった最も強硬な昇格案反対派が含まれており、当初から臨時教育委員会は昇格案成立の難関の一つといわれていた¹⁹⁾。上記の政府案の遺漏問題は、それら同委員会内の反対派に絶好の反抗の口実を与える結果となったのである。

第3に、こうした状況により、政府が臨時教育委員会への昇格案の諮問を見送らざるを得なくな

り、この問題をめぐる事態が行き詰まったことにより、1921年度からの昇格を期待していた東京高工、大阪高工、神戸高商などは大きなショックを受けた。よって、各校関係者は約束の反故に強く反発し、以前にも増して猛烈な運動を開始した。とりわけそれに過敏に反応したのが学生たちであり、例えば東京高工の場合のように、一時は全学生が抗議の退校をおこない、同窓生・教員らの懸命の慰撫により、ようやく復学するというひとこまもみられた²⁰⁾。

第4に、上記のような事態は、昇格問題を、教育問題の枠を越え、政治問題化させる契機ともなった。すなわち、反政党、反与党勢力は、文相が幾校かに昇格実施の言質を与えていた点を問題視し、さらに、それが実現しない事態に至ったことを、「二枚舌」「食言」であると非難し、加えて、過激化する昇格運動とそれに伴う混乱の原因も文相の言動にあるとして、その責任を厳しく追及した²¹⁾。いわば昇格問題は反与党勢力に格好の攻撃のきっかけを与えたのである。この文相「弾劾」問題は1921年初頭の第44帝国議会での最大の論争点となり、激しい政府攻撃とそれへの対応をめぐる政府部内の意見対立により、一時は内閣瓦解の危機が伝えられたことすらあった²²⁾。

こうして政治問題化した昇格問題に対し、政府は原敬首相自身が先頭に立って事態の收拾に乗り出さざるを得なくなる。第44議会の会期中の2月半ばに、原は自らを長とし、関係各省の首脳らを委員とする政府部内の調査委員会を設置し、改めて昇格実施の基本方針や問題解決の方途を探ろうとした²³⁾。他方で、彼は反対勢力の牙城であった貴族院の工作に活発に乗り出し、陰に陽に対立勢力の切り崩しにかかった²⁴⁾。貴族院には、反対勢力の手による文相弾劾の決議案—それは実質的には文相辞職を求めていた—が提出されたが、結果的に政府は貴族院の最大会派（研究会）の協力を取り付け、それを否決に追い込むことに成功する²⁵⁾。これによって文相の責任問題は終息の形となったが、昇格案自体については、先の政府内の調査委員会で一応の成案を得たものの、臨時教育委員会への諮問は依然困難として見送られ、問題の解決は先送りされたのである。

3.3 教育評議会の審議（1921年4月～1922年3月）

政府は、昇格案実現の障害となっていた諮問機関への付議問題を、昇格反対派の多い臨時教育委員会を廃止し、代わりに新たな諮問機関を設置することで乗り切ろうとした。教育評議会と名付けられた新機関は1921（大正10）年7月に設置されたが、これを「昇格賛成機関」と揶揄する声が当時あったように²⁶⁾、その委員からは昇格案への反対派は慎重に排除されていたのである。

昇格案の文部省原案が教育評議会に諮問されたのは、同年10月であった。その諮問案には、「五校」の大学昇格や専攻科の設置のみでなく、官立高等教育機関の新設・拡張やその制度改革にかかわる広範な内容も含まれていた（表1）。この昇格案の内容やそれをめぐる議論の内容の主要な点は後節で検討したいが、ごく簡単にその審議の結果を述べておけば、翌1922（大正11）年2月の評議会答申では、「五校」の昇格や機関の新設は認められたが、学制改革に関連した諮問条項はいずれも否決となった²⁷⁾。

しかし、その答申が出される以前に、昇格問題の行方に大きな影響をあたえる出来事が発生する。それは1921（大正10）年11月の首相原敬の暗殺であった。既に見たように、「食言」問題で批判の矢面にたった文相が罷免を免れ、また昇格問題を含む重要懸案に関し、政府部内、与党内の統一が

表1 教育評議会への文部省諮問案と審議結果

| 文 部 省 諮 問 案 | 教育評議会答申（括弧内は但書の内容） |
|---|--|
| 1. 東京高工、大阪高工、神戸高商は、それぞれ東京工業大学、大阪工業大学、神戸商業大学へと組織を変更。 | 可（応用を主とする大学にすること、専門学校卒にも高校卒と同じ入学資格を与えること） |
| 2. 東京と広島に文理科を内容とする単科大学を設置。 | 可（高師を併置すること、教育者たるに必要な教育を与えること、高師卒にも高校卒と同じ入学資格を与えること） |
| 3. 専門学校を中学校の第4学年から連絡させ、その修業年限は4年を本則とする。 | 否 |
| 4. 高師、専門学校の卒業者に学士を許可。 | 否 |
| 5. 官立実業専門学校卒業生で更に「特殊ノ研究」をする者の為に、専攻科（2年以内）を設置。 | 可 |
| 6. 東京外国語学校の修業年限を5年とする。 | 修業年限は4年とすること。 |
| 7. 官立歯科医学専門学校（修業年限5年）を新設。 | 可（但し修業年限は4年とすること） |

出典：『明治以降教育制度発達史』8巻，702-711頁

保たれたのは、原の強力な政治手腕の故であった。しかし、その後をついで政友会総裁・首相に就任した高橋是清は、原ほどの指導力を発揮できず、政府与党内の内部対立は深刻な状況となった。とりわけ、政友会内部での、いわゆる総裁派と非総裁派との対立として知られる党内抗争は、昇格問題にも大きく影を落とし、それどころかこの昇格問題によって両派の関係はさらに悪化していくことになる。そもそも高橋（総裁派）は原内閣の蔵相時代から昇格実現に積極的でなく、他方、文相に留任した中橋（非総裁派）は、昇格問題の解決を自らの政治的使命と考えていた。性格的にも相容れなかったといわれる両者の関係は、昇格案の処理をめぐり、もはや修復しがたいところにまで達する。昇格案はその推進母体自体に不安材料を持つようになっていたのである²⁸⁾。

1922（大正11）年2月半ばに教育評議会が昇格案を答申し、それを受けて政府は3月初めの議会に追加予算として昇格予算案を提出した。与党が過半数を占める衆議院では議案は容易に通過したが、貴族院では反対派が昇格案の成立阻止を画策しており、しかもそこに議案がまわった時には、既に議会の会期末が目前に迫っていた。そして昇格予算案は、反対派の執拗な質問の連続による審議の引き延ばし策、そして夜間にずれこんだ審議が定足数に足りず流会となるというアクシデント、さらには高橋首相周辺での昇格案成立への熱意のなさ―首相は議会の会期延長を拒否した―といった事情が重なり、結局、審議未了で廃案となった²⁹⁾。またもや、問題の解決は先送りされたのである。

3.4 予算成立と実施（1922年4月～）

上記のような昇格問題をめぐる対立も一因となり、議会閉会直後に高橋内閣はたおれ、次いで元海軍大将の加藤友三郎が組閣し、文相には元慶応塾長の鎌田栄吉が就任する。1923（大正12）年度予算の編成作業では、経済不況が強まる中で緊縮方針が掲げられ、昇格案についても、当初は財政当局がその予算計上に難色を示したが、最終的にはその現実の方向でまとまった。というのも、加藤内閣は非政党内閣であったとはいえ、政友会の支持の上に成立した内閣であり、昇格案の成立を

めざす政友会の意向を無視できなかつたという事情があり、さらに、文相の鎌田自身がもともと昇格案の推進論者だったという事情もあったからである³⁰⁾。

こうして1923年初頭の第46議会に、再び「五校昇格」案が政府によって提出される。その内容は前年の案とほとんど同じであり、その違いは実業専門学校への「専攻科」の設置が「研究科」へと名称を変更された程度であった³¹⁾。議会での審議は、準与党的な政友会が多数を占めていた衆議院では、ほとんど議論もなく予算案は可決され、貴族院では、前年と同様に昇格反対派の質問が続いた。とはいえ、貴族院の雰囲気は前年とは大きく異なっていた³²⁾。昇格案支持を表明する貴族院会派の数は増加し、そして、以前の強硬な反対者の多くも態度を軟化させ、昇格案の部分的容認—「五校」昇格には賛成だが研究科案に反対—に転じていた³³⁾。おそらく、そうした変化が生じた一つの要因は、当時の内閣が非政党内閣であったことに帰せられる。それまで昇格案の成立を阻んで来た最大の政治的抵抗勢力は、非政党、非政友会勢力であり、いまやそれらの勢力にとって昇格案に反発する理由が薄れてきたのである。加えて、既に問題発生以来4年が経過し、長期化する懸案の解決を望む雰囲気が広まっていたことも影響したのであろう。こうして、同年3月に昇格予算案は貴族院でも賛成多数で成立し、「五校」昇格、研究科設置等は1923年度より6か年の継続事業で実施されることとなった。

しかし、実施が決定した昇格案の前に、突如として立ちはだかつた新たな障害は、同年9月の関東大震災の影響による既定事業の繰延べであった³⁴⁾。結局「五校」の昇格は、当初より4年おくれた1927（昭和2）年度から1932（昭和7）年度まで6年間の継続費として実施されることとなり、昇格した各校は1929（昭和4）年4月より授業を開始した。しかし、昇格と同時に実施が予定されていた官立実業専門学校への研究科の設置は、折りからの緊縮財政・行財政整理のあおりを受け、ついに実施が見送られたのである。

4. 昇格運動の実態と特徴

「五校昇格」問題の盛り上がりの一つの重要な背景は、各校で発生した昇格運動である。運動は、焦点であった「五校」は当然として、大正期以降の新設校を除くほとんど全ての官立専門学校で発生し、さらに、本稿では触れないが多くの公私立の専門学校でも起こっていた。既に問題の全体的な流れをみるなかで、昇格運動にも触れてきたが、以下で当時の運動のパターンや特徴をまとめて整理しておこう。

①運動発生の背景—いくつかの学校が早い時期から昇格への意欲を示していたのは確かである。師範大学論を掲げた高師、帝大卒技術者との差別的待遇に不満を持っていた東京高工、「鉱山大学の理想を暗黙の校是とし」開校以後昭和初頭に至るまで専門学校の門札を掲げなかつたという秋田鉱専など、いずれにおいても大学昇格は各校にとっての永年の悲願であった³⁵⁾。そうした上昇欲求は、既に指摘したような、大学と専門学校という二層構造と、そこにおける威信や資源の遍在とに基本的に起因したものであった。しかし、この大正後半期に、昇格欲求が広範囲に噴出する直接の契機となったのは、これも既にみたように、大学令の公布という、昇格への制度的障壁の消滅であ

った。単科大学と私立大学を認める制度改革は、永年の希望を実現すべく昇格運動に各校関係者を走らせた何よりも背景であった。

とはいえ、そこで見落としてはならないのは、ある学校の昇格の決定ないしはそれをめざしての運動の開始が、他校の運動を誘発した側面である。すなわち、「『我等いかで私大に劣らんや』と云ふ比較的単純なる均衡論」³⁶⁾が、あるいは「是等諸学校が大学に昇格して本校のみが依然旧態の俤に存するというのは、将来有為の人材を我が校に集めることは到底覚束ない」³⁷⁾という危機感が、人々を運動に駆り立てたのである。その歴史や実績において、自校が大学昇格に値するという思いは、とりわけ自校と同格—またはそれ以下—とみなされている学校の昇格、ないしは昇格運動によって大きく刺激され強められていった。加えて、昇格から取り残されることによる相対的な威信の低下、その結果として予想される学生や教員の質の低下、設備・施設の充実の可能性の消滅、将来の卒業生の待遇の悪化等、まさに昇格実現の可否は「母校死活の岐るゝ問題」³⁸⁾と考えられたのである。

加えて、この時期の運動の範囲を大きく広げたもう一つの契機は、実業専門学校への専攻科—後には研究科—の設置構想である。専攻科の設置にかかわる運動が生じたのは、それが—当局者は強く否定していたにもかかわらず—、大学昇格へ至る中間的なステップであるとみなされたからである³⁹⁾。というのも、先述のように、当初の当局案では専攻科卒業生には学士が与えられるとされ、また、早くから専攻部をもち、その卒業生に学士が与えられていた東京高商が、早々に昇格を果たした経緯もあったからである。したがって専攻科設置案は、さしあたり大学昇格の見込みのない諸学校までをも昇格運動へ巻き込む結果となった。

②運動の過程—各校の運動の主要な担い手となったのは、同窓生、学生、教員たちであり、地方所在の学校の場合、県会・市会関係者、商業会議所、地方選出の代議士、地方出身の在京有力者なども運動に協力した⁴⁰⁾。それぞれのアクターが運動の中で占めた役割の重要性、あるいは彼らが実際に行った行動の内容は、各校によって千差万別である。しかし多くの場合、運動の進展につれて、上述の各アクターを縦断しつつも、主として同窓生団体を中核とした運動組織が形成されるのが一般的であった。というのも、昇格運動のような政治的運動に、学業や教育を本分とする学生や教員は、関与すべきでないとの考えが広く持たれていたからである⁴¹⁾。しかし、彼らがマイナーな役割しか果たさなかったわけでは決してない。それどころか、特に学生たちは、「総退学」「同盟休校」といった暴走ともいえる動きによって事態を緊張させ、それが昇格問題のその後の展開に影響を与え、また世論の注目を運動に集める契機となったことは既にふれた通りである。

運動関係者たちは、各方面へのアピールを様々な方法によって行なった。多くの場合彼らはまず「大会」を開いて、達成すべき目標を決議し、以後の運動方針を検討し、かつ関係者の結束を固めた。さらに、彼らは自校の昇格を求めた請願書・意見書、あるいは昇格を求める理由や経緯を説明したパンフレットを作成し、帝国議会、政府、マスコミなど各方面に送付した⁴²⁾。と同時に運動の代表者たちは、政府・議会の関係者を訪問し、直接に昇格の実現を依頼した。しばしばその際には、自校出身あるいはその地方出身の有力者や代議士が、要望の媒介者として重要な役割を果たしたのである⁴³⁾。

「五校昇格」が問題となった数年間の全般にわたって、運動を継続したのは「五校」に限られる。既にみたように、これら「五校」には文部省当局から何らかの形で昇格の可能性が示唆されていたのであり、他校に比べて格段に有利な位置にあったのである。他の学校は当局の拒否にあって途中で運動から脱落し、多くは専攻科の設置に望みをかけた。また、運動には周期的に盛り上がりの時期が訪れた。運動が高潮するのは、予算編成作業が終盤にはいる毎年秋から、議会の常会が開催される翌年の初頭にかけての時期であった。自校の昇格費の予算への計上、あるいはその予算の議会での成立—それらの達成をめざして懸命の運動がなされ、その結果に関係者たちは一喜一憂したのである。そして、その結果次第では、既にみたように、運動が過激化し、事態がにわかに緊迫することにもなった。

なお、次節でみるように、昇格運動に対する世論の評価は必ずしも好意的ではなく、文部省当局は運動の鎮静化に努めていた。すなわち、運動を自粛するよう求めた「内訓」を各校に発し、また特に運動が紛糾した学校には校長の更迭などの懲罰人事を行なっている⁴⁴⁾。そうした当局の圧力の影響もあり、各校は次第に目立った形の運動—特に学生の「総退学」のような世論を刺激する運動—をひかえるようになる。よって、昇格問題発生後の最初の2年間ほどは運動にかなりの波乱もみられたが、その後は比較的落ち着いた展開を見せるようになる。

③運動の影響—昇格運動の発生やその経過が昇格問題の展開に大きな影響を与えたことは確かである。例えば、昇格問題を当時の世論における主要なイシューに押し上げた最大の要因は、昇格運動の激化であった。また、その運動の激化に対処するために、当局は各校に昇格にかかわる何らかの言質を与えざるを得なくなり、それが後の事態の紛糾に大きな影響を与えた。そして、運動の激化は当局の失政の結果とされ、昇格反対派の政府攻撃に勢いを与えることにもなった。しかし、運動が当局の昇格案の中身にどれだけの影響を与えたのかを判断するのはかなり困難である。世論では、「五校昇格」が固まるまでに当局の昇格案は運動の影響で内容が二転三転した、あるいは、専攻科設置案は大学昇格に与らなかった各校への宥和策だった、といった風評が流れていた⁴⁵⁾。そうした観察に根拠を与える資料は残念ながら末見であるが、運動の発生が大きな圧力となり、政府がそれへの防衛策を考えざるをえなかったことは間違いない。

5. 昇格問題をめぐる論争とその背景

「五校昇格」をめぐる議論は膨大な量におよび、かつその内容は極めて多様である。というのも、既にみたように、この問題は数年間にわたって議論の対象となり、また単に教育問題としてのみでなく、高度に政治的な問題としての性格も併せ持ったからである。そこでみられた諸見解を、その大筋のところでは整理してみれば、文相の責任論にかかわる議論、各校の昇格運動にかかわる議論、そして昇格案それ自体をめぐる議論などのグループに分けることができよう。

文相の責任論が登場してきた経緯は既にみた通りである。これに関しては、当局より昇格が約束・示唆されていた各校からの激しい批判が寄せられ⁴⁶⁾、また議会、特に貴族院もこの問題の議論の主要な舞台となった。文教の責任者たる文相が、昇格にかかわる無責任な言質を与え、「食言」「二

枚舌」問題を起こしたことは、文教行政の権威を地に落としたばかりか、教育界さらには一般社会の風紀を乱すものであり、文相はしかるべき責任をとるべきだ—というのが批判論者たちが繰り返し主張した内容であった⁴⁷⁾。それに対し政府側は、文相はただ希望を述べただけで約束はしていないと「食言」自体の存在を認めず、議論は平行線をたどる。この問題が盛んな議論を起こしたのは、端的に言って、それが反政友会・反政党勢力による政府与党攻撃の手段とされたからである。批判者は、この問題によって文相の辞任を実現させ、政友会内閣へダメージを与えようとした。したがって、この責任論が昇格問題の本筋から離れ、党派的色彩を強く帯びた論争となっていた点は否めない。

昇格運動をめぐる議論も盛んにおこなわれた。例えば、昇格運動は教育界の秩序を脅かすものとして非難の対象となった。教師や学生たちが「自己ノ本分」を忘れ、「相携ヘテ日夜奔走ヲ致シ、当局ニ向ッテ頗ル不遜ナル要求ヲ敢テスル」運動は、「学校ノ風紀」を何よりも「紊乱」するものとされたのである⁴⁸⁾。既にみたように学生や教員が政治的運動に関わるべきではないとの考えは、広く世論に受け入れられており、昇格運動はその規範を逸脱するものとみなされた。また、昇格運動は「偏狭な愛校心」の現れであり、そうした特殊利益の強い主張は、社会的、国家的秩序にとっても好ましくないとみなされた⁴⁹⁾。さらに昇格運動は、「大学」という名称を求める虚栄心や形式主義に基づくものであるとも批判された。すなわち、それは「空名」を追い求める悪しき国民性の現れであり、「その出身学校の格式や修業年限の長短や経営者の公私やにのみよつて」評価を行う風潮の現れであると論難されたのである⁵⁰⁾。他方、昇格運動への政府の対応も問題とされた。まず、既にふれた「食言」問題の発生にみられるように、昇格問題に対し当局が明確で一貫した方針を持ち得ていないことが運動の多発や激化を招いたと批判された。すなわち、「熱狂的」運動により、昇格問題は「固有の教育行政上の見地より離れ情実の侵入を誘起し」、党利党略ないしは運動の強弱によって、当局の昇格方針が左右されているのではないかとの懸念が示されたのである⁵¹⁾。

こうした運動批判論が昇格案反対者のみならず、その支持者によっても述べられていたのは興味深い。おそらく、それらの批判論の背後には、運動によって物事がうごく風潮に対する危惧の念があり、特に当時の社会情勢—様々な社会運動の発生期—を背景にその不安感が増幅されていたという事情があったのだろう。また、政党政治の特徴となりつつあった利益誘導政治への反感がそこに反映していたことも確かだろう。さらに、特殊利益の主張へ、特に学生や教育関係者が関与することへの強い拒絶反応が幅広く存在したことも見落とせないだろう。

昇格案自体については、主として、政府案とそれへの批判という形で論争が進んでいった。論点は多岐にわたるが、以下で主要なものを整理しよう。

まず一つには、なぜいま昇格が必要なのか、という基本的な疑問が発せられていた。政府をはじめ昇格推進論者は、進学希望者の増加傾向や高校増設によって大学の拡張が必要であり、既に設備の整った専門学校レベルの教育機関を昇格させ、経済的・効率的な大学収容力の拡張を行うべきだと考えていた⁵²⁾。しかし、批判論者は、第一次の高等教育拡張計画がいまだ実施中であるところへ、さらに昇格を行うだけの十分な理由があるのか疑問を呈したのである。とりわけ、折から初等教育費の削減方針を政府がうちだし、それが議論を呼んでいたこともあって、彼らは昇格案が明白に政

府の高等教育偏重を示すものだと批判した。したがって、初等教育費問題は「多数国民の死活問題」であるが、昇格問題は「金持の遺児達の遺産争い」だといった皮肉が述べられたのである⁵³⁾。

とりわけ多くの論者が問題視したのは高師の昇格であった。昇格支持者は普通教育の水準向上のために大学レベルでの教員養成が必要だと主張したが、それに対する批判者は、大学昇格によって、高師の教員養成機関としての「精神」や「校風」が損なわれることを危惧した。例えば、大学化し「自由ノ頭ヲ以テ研究スレバ研究ハ何処マデ走ッテ行クカ分ラナイ」、そうすれば「彼ノ森戸（辰男）氏ノ如キ人ガ出テ来ル」、そうした事態は教員養成機関では絶対に避けるべきだといっているのである⁵⁴⁾。加えて、政府がうちだした文理科大学案は、理科と文科を合わせ持った「木ニ竹ヲ接グ」ようなもので、教員養成機関としての適切な教育は不可能であるばかりか、大学としても中途半端なものにしかならないとされた⁵⁵⁾。また、かねてから高師は師範大学として昇格させるべきだとの意見があったにもかかわらず、政府が文理科大学案を出したのは、学部の種類を定めた大学令の改正—それには枢密院の承認が要った—を必要とする師範大学案を当局が敬遠した結果の、姑息な彌縫策に過ぎないとの批判もあった⁵⁶⁾。

さらに、以上の批判点と合わせて、高師昇格反対の根拠として最も頻繁に持ち出されたのは、昇格が臨時教育会議の答申に反しているという議論である⁵⁷⁾。答申（「師範教育ニ関スル件」1918年7月）では、高師の制度は基本的に現状維持とされ、但しその教育水準の向上のために本科卒業生を入学させる専攻科又は研究科を常設するとなっていた。したがって、高師の大学昇格はこの答申への違反とみなされ、もしそれを実施するならば、再び権威ある審議機関を設置し、その承認を得ねばならない、と反対論者は主張したのである。

その他にも、昇格案に関しては、昇格した大学の学科構成、昇格費の財源など様々な問題点が指摘されている。しかし、おそらく昇格案反対論者の多くが最も危惧していたのは、昇格の実施が現行の高等教育制度を大きく変革させる端緒になるのではないかという点であった。昇格問題が、その展開次第によっては「結局問題は我国の学校体系を・・・初等、中等、高等の三階級と為すの可否如何に帰着すべく、其結果は兩三年前に（臨時）教育会議に依りて決定せられし学制が、茲に再び審議せらるゝの運命に陥らざるべからず」という、当時のある論者の懸念は、昇格反対派の大半に共有されていたのである⁵⁸⁾。

そうした懸念は、ひとつには、「五校昇格」がその後の際限のない専門学校の昇格を招き、遂には専門学校が全て大学化してしまう事態に至らないか、そして「大将許り出来て下士や兵隊は空っぽになら」ないか、といった批判として述べられた⁵⁹⁾。批判者たちは、大学の量的拡張がとどめなく進む事態に憂慮を示し、かつ専門学校レベルの教育機関の存在意義を強調したのである。さらに、それらの批判としばしば一体となって述べられていたのは、総合大学主義および純粹学問主義に基づく昇格案批判である。そもそも大学とは「何処マデモ学理ノ研究」をめざすべきであり、「総合シテ人間ノ心理ヲ研究スル所デアル」⁶⁰⁾。こうした、大学とは純粹学問をおこなう総合大学が本則である、という見解に基づけば、文部省が「応用ヲ主トスル」と性格つけた単科の工科大学、商業大学への昇格は、許しがたいことであった。

しかし、昇格推進派の主張はそれらと真っ向から対立していた。例えば、「今日は寧ろ応用大学

の世界である」と述べられ、大学の純粋学問主義への執着は否定され、高工、高商、高師の大学昇格が「時勢に適応した而も合理的なこと」とされた⁶¹⁾。あるいは、専門学校レベルの教育は「過渡的方法」であって、「教育体系を更新して専門教育は廃止し大学と中学程度の両種」とするべきであり、したがって、「財力の許す限り現在の専門学校を漸次大学に昇格すべき」ことが主張された⁶²⁾。さらには「普通教育が普及せるに反比例して高等専門教育は著しく遜色がある」とみなされ、さらなる高等教育拡張の必要が説かれ、その実現のための積極的な大学昇格の実施が求められていた⁶³⁾。

ここにおいて、昇格案の反対派と推進派とが、「大学」の性格、あるいはそれと専門学校との関係、さらには高等教育規模などに関して、対照的なイメージを抱いていたことはいうまでもない。すなわち、一方の極には、純粋学問をおこなう少数の総合大学と応用学問を担当する多数の専門学校とを峻別する二層構造の高等教育イメージがあり、他方の極には、大学と専門学校との平準化を志向し、かつ量的拡大にも寛容な高等教育制度をめざす考え方があったのである。両者の対立は、明治期半ば以来の学制改革論争の主要テーマの一つであり、特に大正期以降の教育調査会、臨時教育会議でみられた論争の再現ともいえるものであったが、昇格問題の登場は、それを再び論争の舞台に引き上げたのである。

しかし、この時期に後者の高等教育イメージを志向し、その改革の先頭にたっていたのが文部省当局自身であったことは特徴的である。その一例は、実業専門学校への専攻科設置案であり、当初はその卒業生に学士が授与される案であった⁶⁴⁾。これに対し当時「現内閣の教育政策たる地方大学の普及徹底を期するに在るが如し」⁶⁵⁾と論評され、したがって、批判者たちからは、将来のさらなる昇格問題発生の可能性をはらんだものとして激しく批判されていたことは、既に前節でふれた。加えて、よりラディカルな制度改革の試みとして注目すべきであるのは、1921（大正10）年秋に文部省が教育評議会に昇格案を諮問した際に、専門学校の修業年限を一年延長し、その卒業生へ学士の授与を認める制度改革案を同時に諮問していたことである（表1参照）。この案は、専門学校レベルの大学を認めるかつての「学芸大学」案の実質的な再来とみなされ、評議会の審議において「議論の最も沸騰した問題」だったといわれる⁶⁶⁾。結局のところ、学士の付与問題は評議会の特別委員会で賛否同数となったが議長採決で否決、さらに評議会総会でも否決に終わった。

このように、昇格案が学制改革案と同時に提案され議論されていたことは、両者の関係を考える上で示唆的である。当時の文部省がめざした高等教育改革の全体像をつかむに十分な史料は残されていないが、少なくとも、彼らが臨時教育会議答申の内容をさらに押し進める学制改革案を持っており、その一環として昇格問題も位置づけようとしていたらしいことは想像できる。したがって、それらの案が制度の現状維持を望む論者の危機感を煽り、それが制度改革案を葬り去るとともに、昇格問題を紛糾させる重要な背景となったことは当然の結果であった。

6. おわりに―「五校昇格」問題の意味

これまでみてきたように、「五校昇格」問題は、その実現までに多年を要し、その間に教育界、

政界、世論にまたがる多様なアクターを巻き込み、紛糾した一大問題であった。

この問題の基本的な性格として指摘しておくべきことは、それが当時の高等教育構造とその変動傾向に深く根付いたものだったということである。戦前期のわが国のように、高等教育体系が、威信や資源配分の異なる多層的構造を持つ場合には、より上層をめざす動きが出てくる可能性は常に存在する。しかも、この大正後半期のように、高等教育が大衆化に適した構造へと変化を始め、いわば高等教育体系のゆらぎが生じ始めていた時期には、昇格問題が顕在化する可能性は特に高い。

「五校昇格」問題の発生は、そのような高等教育構造とその「ゆらぎ」に、まず基本的に起因した現象であったといえる。

しかし、この問題が非常に紛糾し、混乱を招いた背景として、さらに幾つかの事柄が考えられよう。まず第1に、「五校昇格」が、政府与党勢力とそれに対立する勢力との間において、さらには与党内での権力闘争のなかにおいて翻弄され、それだけに党派的对立に基づく、昇格案への激しい批判と抵抗がみられたという事情がある。第2に、学制改革をきっかけに、各校の大学昇格要求が噴出し、活発な昇格運動が発生したとともに、それらの運動が昇格問題の展開に少なからぬ影響を与えたという背景もある。第3に、この問題が、大正後半期という高等教育の再編成期における、高等教育観の相克状態を背後に持っていたという点も重要である。

では、この昇格問題は、その後の高等教育構造の変化にどれだけの影響を持ったのだろうか。制度的には、「五校昇格」問題は、一部の学校の大学昇格という結果をもたらしたに過ぎず、文部省当局が意図した制度改革は挫折した。そして、この問題の過程での事態の甚だしい紛糾によって、昇格問題の再燃が当局にとっての最大のタブーとなったであろうことは想像に難くない。そのせいか、その後官立専門学校の大学昇格は、特殊な例外を除いて、敗戦に至るまでついに行なわれることなく、高等教育の制度的「ゆらぎ」は、官立校の昇格に関しては、極めて限定された範囲にとどまったのである⁶⁷⁾。

しかし、この昇格問題が、「応用ヲ主トスル」大学を生み出すことにより、大学と専門学校との距離をますます縮めたことは間違いない。そして、より広い文脈で見れば、ホワイトカラー層の大量養成機関としての性格を持ち、大衆化の途を歩み始めていた、この時期の高等教育構造の変動の一端を、この「五校昇格」問題が担っていたことも確かであろう。そうした点をさらに明確にしていくには、本稿では触れなかった私学の動きを見る必要があるだろうし、昭和期、特に戦後改革期までを視野にいれた検討も必要となろう。これらについては次の課題としたい⁶⁸⁾。

〈注〉

- 1) 例えば松浦鎮次郎「最後の学制改革」『教育50年史』民友社、1922年、沢柳政太郎「我が教育界の一大慶事」『帝国教育』1919年2月。
- 2) 例えば国立教育研究所編『日本近代教育百年史』1巻、教育研究振興会、1974年、阿部彰「大正・昭和初期教育政策史の研究(1)」『大東文化大学紀要』14号、1976年。私学の昇格に関し、天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、1989年、同『旧制専門学校』日本経済新聞社、

- 1978年。個別学校史では『東京工業大学百年史通史』1985年が詳しい。
- 3) 昇格問題を考える際に、国際比較が重要な視点を与えてくれる可能性を指摘しておくべきだろう。19世紀末から今世紀前半にかけての、高等教育の大衆化とその再編成という大きな流れの中で、多くの国々で昇格問題が発生した。ドイツのTH、アメリカの Teachers College の成立など、その例であろう。本稿は国際比較まで至らないが、その重要性は認識しているつもりである。
 - 4) 前掲『近代日本高等教育研究』208-209頁。なお本節の内容は本書に多くを負っている。
 - 5) 『北大百年史通説』1982年、166-177頁。
 - 6) 『一橋50年史』1925年。
 - 7) 大学令発布後に東京高商と共に最初に昇格した5医専及び仙台医専（後に東北帝大医科大）も、1908年以後の卒業生に「学校名を冠した学士号」が授与され（『明治以降教育制度発達史』5巻、1939年、383頁）、他校に比べ大学昇格へ近い位置にいた。なお大学名称を許された私立専門学校や一部の公立医専も、同様に学校名付きの学士を卒業生に与えている。
 - 8) 官学と私学の同格化要求については前掲『明治以降教育制度発達史』5巻、1139-1203頁。師範大学論については『茗溪会百年史』1982年、166-173頁。
 - 9) 前掲『日本近代教育百年史』1巻、海後宗臣編『臨時教育会議の研究』東京大学出版会、1960年などを参照。
 - 10) 各校沿革史による。
 - 11) 『時事新報』1919年12月13日所載の文相声明。
 - 12) 前掲『東京工業大学百年史通史』366頁、筒台史編集会『筒台25年史』1928年、118頁。
 - 13) 『原敬日記』（1919年11月28日）第5巻、福村書店、1965年、179頁。
 - 14) 『東京工業大学60年史』1940年、595-596頁。
 - 15) 1919年11月30日付の新聞数紙には次のような文部次官声明が掲載されている。「政府は大正10年度に於て専門学校中設備規模等適当なるもの数校を選びて之を単科大学に引直すことに着手せんとす」（『時事新報』による。他紙も細部は異なるが同内容である）。
 - 16) 既に挙げた学校以外に、東京朝日（以下『朝日』と略す）に報道されたものだけでも、京都高工、東京外語、米沢高工、名古屋高工などが運動を行なっている。
 - 17) 前掲『明治以降教育制度発達史』6巻、641-642頁。
 - 18) 「大学昇格流産か」『朝日』1920年12月16日、前掲『原敬日記』1920年12月。
 - 19) 例えば前掲『原敬日記』1919年11月28日。
 - 20) 前掲『東京工業大学百年史通史』404-411頁。
 - 21) 注47の文献を参照。
 - 22) 例えば「中橋文相辞職か、結局内閣瓦解か」『朝日』1921年2月9日。
 - 23) 「昇格委員会設置」『朝日』1921年2月15日。
 - 24) 前掲『原敬日記』1921年2～3月。
 - 25) 「風教ニ関スル決議案会議」『貴族院議事速記録第19号』1921年3月11日。
 - 26) 「昇格賛成機関、常識委員網羅」『朝日』1921年7月10日。

- 27) 前掲『明治以降教育制度発達史』第8巻, 701-712頁。なお表1からも窺えるように, ここで「昇格」という表現は必ずしも正確でない。特に高師の場合は制度的には別組織の創設であった。
- 28) 高橋と中橋の確執に関しては, 升味準之輔『日本政党史論』第5巻, 東京大学出版会, 1979年, 34-36頁, 『中橋徳五郎』上巻, 1944年, 第10章。
- 29) 『江木千之翁経歴談』下巻, 1933年, 314頁, 『大正デモクラシー期の政治—松本剛吉政治日誌』(1922年3月26日) 岩波書店, 1959年, 145頁。
- 30) 「飽く迄厄介な昇格案の始末」『朝日』1922年11月7日, 林・辻編『日本内閣史録』2, 第一法規, 1981年, 383頁。
- 31) 研究科案は専攻科案と異なり修業年限を定めていない。当局は前者を制度としてよりインフォーマルなものにし, それにより, 新制度の設置が「昇格問題の卵」だという従来からの批判をかわそうとした(「専攻科の代りに研究科を設置」『朝日』1922年8月24日)。
- 32) 「昇格案と貴族院」『朝日』1923年2月28日。
- 33) 例えば同内容の予算修正案を反対派が貴族院に提出し否決されている(『貴族院議事速記録第26号』1923年3月23日)。
- 34) 「繰延べの昇格案」『朝日』1923年11月21日。倉沢剛『続学校令の研究』1980年, 214頁。
- 35) 嘉納治五郎「東京高等師範学校昇格問題の真相と拙者辞職の理由とに就いて」長谷川純三編『嘉納治五郎の教育と思想』明治書院, 1981年, 247-251頁, 前掲『東京工業大学百年史通史』245-247頁, 『秋田鉱山専門学校, 秋田大学鉱山学部50年史』1961年。
- 36) 「所謂昇格案(1)」『朝日』1921年10月13日。
- 37) 前掲『茗溪会百年史』180頁。また, 江木千之は昇格運動関係者の次のような発言を紹介している。「イヤ私共ノ学校ハ昇格ノ必要ハナイノdeal, . . . 併ナガラ他ノ学校ガ昇格サレテ我が学校ガ昇格サレヌ, . . . スウ云フコトニナルト我が学校ガ非常ニ見下グラレルコトニナルカラシテ, 是デハ学校ガ立行カヌ, 学校ノ存立上此上ハ昇格ヲ唱ヘル外仕方ガナイ」(『貴族院議事速記録第7号』1921年1月31日)。
- 38) 前掲『筒台25年史』114-115頁。
- 39) 例えば「昇格問題の新難点」(社説)『朝日』1922年12月12日。
- 40) 地方関係者の動きについては, 例えば前掲『筒台25年史』。
- 41) 例えば「高工昇格運動」(社説)『朝日』1919年12月2日。
- 42) 昇格運動の関係者が残した意見書等を見ると, 自校の昇格を主張するに際し, 様々な根拠が挙げられている。その際主要な根拠としてあげられていたのは, 大学教育程度の高級マンパワー需要の高まりである。「工業立国ヲ国是トシテ工業ノ独立ヲ急務トスル今日」において, 大学卒業レベルの「高級技術者」の需要がかつてなく高まっていると訴える東京高工(前掲『東京工業大学百年史通史』367頁), 同様に「大学程度商業教育機関の増設は戦後我国の経済的地位を進捗せしむる為に必要な」と述べる神戸高商(前掲『筒台25年史』115頁)などは, その典型である。そうした議論に続けて, 多くの学校関係者は, 自校が昇格に値する十分な資格を持つと強く主張する。創設以来の歴史や伝統, あるいは教育水準の高さや卒業生の活躍, 教員の質や施設, 設備

の充実といった事柄をアピールし、さらに加えて、自校の設立地が、教育機会、産業、人口、交通、風土などの面からも大学の設立にふさわしいことが説かれる。また、昇格運動を「普通教育振興運動」と銘打ち、「普通教育の振興を企図するを以て旗幟とし、師範教育の根本的改造を絶叫し、其の第一歩として高等師範学校の程度を高めて大学となすべきことを要望」する広島高師（『創立40年史』213頁）のような例もある。

- 43) 例えば山県有朋は郷里の山口高商の大学昇格を原敬に依頼している（前掲『原敬日記』（1920年12月9日））。
- 44) 例えば前掲『秋田鉱山専門学校，秋田大学鉱山学部50年史』53頁，前掲『東京工業大学百年史通史』411頁。
- 45) 「所謂昇格案(2)『朝日』1921年10月14日，『貴族院議事速記録第9号』1922年2月3日（岡田良平の発言—以下括弧内は発言者）。
- 46) 例えば前掲『東京工業大学百年史通史』405頁。
- 47) 例えば第44議会の「高等教育機関ニ関スル建議」「風教ニ関スル決議案」をめぐる議論（『貴族院議事速記録第9号』1921年2月9日，『同19号』1921年3月11日）。
- 48) 『貴族院議事速記録第5号』1920年1月26日（阪本鈺之助）
- 49) 前掲『東京工業大学60年史』614頁，『貴族院議事速記録第5号』1921年1月31日（江木千之）。
- 50) 「空名大学」『朝日』1920年4月6日，「昇格運動の流行」『教育時論』1920年12月15日，43頁。
- 51) 前掲「所謂昇格案(2)『朝日』。
- 52) 前掲『明治以降教育制度発達史』8巻，702-703頁。
- 53) 「昇格問題と節減問題」『教育時論』1921年10月25日，45頁。
- 54) 『貴族院議事速記録第7号』1921年1月31日（江木千之）。
- 55) 『貴族院議事速記録第9号』1922年2月3日（岡田良平）。なお昇格反対論には高師関係者の活発な反論があった（例えば三好信浩『日本師範教育史の構造』東洋館，1991年を参照）。
- 56) 例えば「教育評議会の功罪，（某貴族院議員談）」『朝日』1922年2月27日。
- 57) 例えば『貴族院議事速記録第7号』1922年1月31日（江木千之）。なお，臨時教育会議答申への違反問題は他の専門学校の昇格に関しても問題となった。「大学教育及専門教育ニ関スル件」答申（1918年6月）では，専門学校は「現制」維持とされ，かつ「専門学校カ徒ニ競ウテ大学トナラムトスルカ如キ弊害ハ蔽ニ之ヲ防制セサルヘカラス」と述べられていたからである。
- 58) 「昇格問題の今後」（社説）『朝日』1921年1月8日。
- 59) 例えば「昇格反対，研究会某元老談」『朝日』1920年12月9日。
- 60) 『貴族院議事速記録第31号』1922年3月24日（江木千之）。
- 61) 「昇格案遂行のため中橋文相の更迭を望む，高田早苗博士談」『朝日』1921年8月19日。
- 62) 「昇格案査定観，大河内正敏子談」『朝日』1922年11月7日，「昇格案に賛成，大河内正敏子談」同1922年12月6日。
- 63) 「昇格案に賛成，沢柳政太郎氏談」『朝日』1922年12月4日。
- 64) 「五校昇格決定」『朝日』1920年11月28日。

- 65) 「昇格第二次計画」『朝日』1920年12月6日。
- 66) 「文理科大学仮決議」『朝日』1921年12月14日, 「昇格案大体可決」同1921年12月21日。
- 67) 1940年に内務省所轄の神宮皇学館が大学に昇格し, 同時に文部省に移管された。「教学刷新ノ根本タル神道ニ関スル学ノ樹立ヲ基本トスル大学」としての同校の昇格が, 昭和10年代の政治的・イデオロギー的状况に強く後押しされたものであったことはいうまでもない(『皇学館大学史』1972年, 159~168頁)。
- 68) 潮木守一は, ドイツの場合に専門職集団の形成が, THの昇格の背景として重要であったことを指摘しているが(『近代大学の形成と変容』東大出版会, 1973年), そうした側面が日本の場合もあったのかどうか検討の必要がある。我が国近代の専門職集団と高等教育との関係については, 未だ十分に研究が進んでおらず, この点の解明は今後の課題であろう。

Moving Up To The College Status: “Goko-Shokaku” in Taisho Era

Akihiro ITOH*

In 1929, five national schools — Tokyo Higher Technical School, Osaka Higher Technical School, Kobe Higher Commercial School, Tokyo Higher Normal School, and Hiroshima Higher Normal School — were raised to college status, and were known as “Goko-Shokaku” or the raise of 5 schools. However this promotion was attended with difficulties and serious conflict of opinions. In this article, the characteristics and background of “Goko-Shokaku” problem are examined, and the significance of this issue in the development of Japanese higher education is delved upon.

The Ministry of Education had begun to plan the “Goko-Shokaku” policy since the beginning of 1919, just after a large-scale reform of the higher education system. Under the new scheme, the establishment of colleges and universities other than the privileged Imperial Universities was permitted for the first time. But the plan was not easily completed, and even after it was formed, it was not easily carried out.

There were several factors contributing to tardiness and confusion. First, this issue was deeply debated between political factions. This policy was promoted by Seiyu-Kai, one of the most powerful political party in those days, the opponents actively committed to prevent the formation of the policy. Second, the reform of the higher education system, as mentioned above, stimulated motivation of schools to become raised up to the college status. Campaigning and lobbyism become initiated. However, these campaigns often went too far and brought confusion. Third, there were serious opposition in views toward the future of the higher education system. Conservatives insisted all the degree granting institutions should be a university, with several faculties and a basic mission for pure research and education. On the other hand, reformists insisted the necessity of various kinds of colleges and universities was for applied research and advanced vocational training. Since the “Goko-Shokaku” policy was based on the latter view, conservatives strongly resisted the policy.

Basically, however, the problem of “Goko-Shokaku” was derived from the characteristic of pre-war higher education system: there were two major types of institutions. One type hold a status equivalent to universities and colleges, and the other was a special technical/commercial/normal school. Because of the big differences in social prestige and other various resources between the two, there existed strong desire to gain university/college status among latter type. Besides, these characteristics slightly changed during the Taisho Era. For in-

*Research Associate, R. I. H. E., Hiroshima University

stance, the border between university/college and other various special schools gradually became tinner. The issue of “Goko-Shokaku” was the outcome of these changes.